

第5回寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会 要旨

日 時 令和2年12月24日 14:00～14:50

場 所 市立保健福祉センター 5階多目的ホール

出席委員 安藤委員 入江委員 香川副委員長 金田委員 金城委員 澤田委員

仙波委員 高橋委員 谷口委員 中川委員 山崎委員 脇田委員（名簿順）

欠席委員 多田羅委員長 丸山委員（名簿順）

多田羅委員長が欠席のため、香川副委員長に進行を依頼したことを報告

委員出席状況の報告（委員14名中12人の出席により、会議が成立したことを報告）

配付資料の確認

案 件

1 次期計画の素案について

（副委員長）

案件1について事務局から説明をお願いします。質問や意見は説明後に一括してお願いします。

（事務局 資料1に基づき説明）

[補足事項]

- ・第1章、第2章は、前回委員会の意見を受けてp.12とp.16を変更した。また、府との調整等による修正も行った。
- ・第3章は、今回、新たに提示した。なお、介護保険事業費は介護報酬の改定率についての国の通知があり次第、算定する予定であり、介護保険料も事業費等から算出する。
- ・資料編として、策定経過、委員名簿、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果、介護保険施設等の施設数と定員、用語説明等を掲載する予定である。

（副委員長）

全体を通じて質問などはないか。以前の委員会で、必要な介護を受けられない人がいるという意見が出たが、その後もそのような事例があるか。

（委員）

要介護のサービスが必要なのに要支援と認定される人は、未だにいる。そのため、介護保険は申請した日から暫定的にサービスが利用できることになっているが、要介護と思った人が要支援の認定になると超過して利用したサービスが実費になるので暫定利用が難しいという状況も変わらない。他市では認定調査のチェック項目のコピーをもらえるので、ケアマネジャーが要介護度を想定することができるが、寝屋川市はもらえないことも暫定利用を難しくしている。ケアマネジャーの会でも困っており、コピーをもらうことはできないか。また、自分でチェックして要介護と想定しても要支援になることもあり、認定調査が変更されているのかとも思う。

（事務局）

市では認定の適正化に取り組んでおり、認定調査の判定の誤りや調査員による差をなくすよう職員がチェックしている。そのなかで若干変わってくる部分もあり、審議途中の情報は公表していない。なお、写しを渡しているのは近隣では枚方市ぐらいだが、他市の状況を調査しているところである。

（副委員長）

私も医師として意見書を書くが、必要なサービスが受けられる認定にならないケースがあり、不透明なところもあると感じるので、今後、検討してほしいと思う。

（委員）

私は介護保険制度の内容や運用には疎く、技術的なことはわからない。事務局の説明も実態

として理解はするが、私の身の回りでは、今年は前年よりも認定の審査が厳しくなり、要介護が要支援になったという事例を、複数、耳にしたことがある。

(事務局)

そうした話は伺っているが、寝屋川市では以前から国が提示したテキストに基づいて研修なども行って要介護認定を実施しており、基準が変わったということはない。

(副委員長)

認知症があると要介護度が上がるという印象はある。要介護度は施設入所にも影響するので、適切にしていると思うが、今後もよろしく願います。

(委員)

認知症で要介護5だった人が完全に寝たきりになり、家族は介護が楽になった面があるので、認定調査のときに「少し楽になった」と言う则要介護2か3になり、再調査で要介護5になった人がいる。要介護度が下がって利用できるサービスが減ると家族の負担になるので、家族の精神的な負担も考えてほしいと思う。

(副委員長)

認定調査は市の職員が行っているのか。

(事務局)

新規や要介護度の変更がある場合は市が雇用した職員が行い、在宅の更新申請や施設入所者は委託して行っている。委員が言われたケースは把握していないが、要介護認定は介護の手間によって判定し、ご本人が話せない場合はご家族に聞いて判定するので、普段の状況をメモしたりケアマネジャーに立ち会ってもらって伝えていただくようご案内している。

(副委員長)

特に認知症の人の場合は家族などのまわりの人の意見が大事になってくるが、調査は適切にしてほしいと思う。

(委員)

認定審査会では主治医の意見書や調査員の特記事項を見て審査をされると思うが、認定に疑問を感じることもあり、どのような審査が行われているのかを教えてください。

(事務局)

認定審査会は1協議体あたり3～4人の医療関係、保健関係、福祉関係の方で構成されており、バランスよくご意見をいただいていると考えている。二次判定が終わって認定が決定した後は細やかに説明を行っているので、疑問があれば個別にご相談いただきたい。

(副委員長)

私が認定審査会に入っていたのはかなり前で、いろいろ意見を出して一次判定の変更もしていたが、最近は意見が挟みにくいのか。

(委員)

現在、認定審査会に入っているが、独居の方で衣服の着脱に30～40分かかっても、自分でしていれば「できる」ことになることに矛盾を感じている。一次判定はコンピュータが行うのでしかたがないが、認定審査会の委員としてなんとかすくい上げたいと、いつも思っている。

(委員)

私も5～6年前ぐらいまで認定審査会の委員をしていた。二次判定は人間の目と気持ちで一次判定を修正するが、要支援2と要介護1は時間をかけて審査し、認知機能が低下している人は要介護度を上げて、短い期間で見直しをしていたと思う。動ける認知症の人は介護の手間が余計にかかるが、動けるので要介護度が低くなるという矛盾もあり、国も基準もそうしたことに考慮して変わっていけばよいと思っていた。認定調査の基準は変わっていないという説明だったが、判定の基準は制度改正のときに多少は変わっていくと思うので、こうした意見を活かしてもらおうよう、市からも国にあげてもらえるとよいと思う。

(副委員長)

国は支援をどんどん削減していく方向にあるとも聞いたが、見通しはどうか。

(事務局)

介護予防・日常生活支援総合事業の導入に関することだと理解する。今期の計画から要支援1・2の人は介護給付から総合事業に移行している部分があるが、これは要支援1・2の人は生活の個人差が大きく、地域の状況も違うことから、全国一律の保険給付ではなく、個人や地域の状況に応じたサービスを提供することを目的としたものである。今回の制度改正では総合事業に関して大きな変更はないが、今後は総合事業の対象者を要介護の人まで広げるという議論もあったと聞いている。市としてはその人にあった必要なサービスを提供しており、制度改正があっても変わらずにやっていくよう考えている。

(副委員長)

今後の人口推計でも高齢者人口が減っていくことが示されているが、介護施設などの整備もどんどん増やすのではなく、頭打ちになるということか。また、特別養護老人ホームの待機期間は今でも長いのか。

(事務局)

次期計画は要介護認定者数が増えていく状況なので、施設整備も引き続き行っていくこととしており、事業者の意向も確認して整理した。特別養護老人ホームの待機者は300~350人ぐらいでこの2~3年は横ばいだが、事業者の話では待機者に連絡しても断られるケースもあるということであり、緊急で必要な人は各施設で審査して優先的に入るかたちになっている。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響で閉鎖した事業所もあるが、高齢者人口が減少していくなかで在宅サービスが維持できるのか。介護や福祉の分野で働きたいと思う人が少なく、離職者もいると聞いており、在宅で生活が続けられるような環境づくりに力を入れてほしい。

(事務局)

人材確保は府が主導してすすめているが、市も協働して取り組んでいる。例えば、小中学生向けの介護施設の見学会として「親子で介護サーキット」を実施するなど、介護の仕事のイメージアップに取り組んでおり、次期計画でもすすめていきたいと考えている。

(副委員長)

新型コロナウイルス感染症では介護職のみなさんもご苦労されているが、施設に入ると家族が面会にも行けないので、在宅で介護する人も増えているという印象もある。寝屋川市内の施設でもクラスターが発生し介護職の方のご苦労がさらに増しており、全市をあげて感染症についてのケアをしていく必要があると思う。

(委員)

事業所でクラスターが発生しないように抑えているが、職員の家族が感染すると、職員は陰性であっても休んでもらうことになり、スタッフが足りずに介護ができないという状況がある。また、複数の事業所を利用されている方がおられ、他の事業所で感染者が出ると私の事業所でも検査が必要になるなど、バタバタした日が続いているのが現状である。

(副委員長)

高齢者の介護施設は特にクラスターを避けなければならないが、これだけ感染者が多くなると自宅待機で家族に感染することもあり、介護職の方はピリピリされていると思う。クラスターが発生すると保健所も濃厚接触者を調べるなど大変な作業になり、一人ひとりが感染予防に気をつけるしかない。

(事務局)

デイサービスが休業になり職員を自宅などに派遣してサービスを行う場合も、介護報酬が出るという通知が国から来ている。また、市では事業所で感染者が出た場合の消毒や衛生用品の費用の補助を行うとともに、新型コロナ対策室でプロジェクトチームを組んでガイドラインを作成し、遵守のために必要な物品の配付などの支援も行っている。

(副委員長)

危機的なときなので、市も十分なサポートをしていただくようお願いする。
他に意見はないか。なければ本日の案件は終了する。

2 その他

(事務局)

貴重なご意見をいただき感謝する。本日のご意見もふまえて早急に素案を作成し、市長等に報告してパブリックコメントを行うが、スケジュール的に非常に厳しいため、素案内容の確認は委員長、副委員長に一任していただきたいと考えているが、いかがか。

(副委員長)

日程的に厳しく微調整だけかと思うので、訂正については委員長、副委員長に一任していただくということでよいか。よければ、そのようにお願いします。

(事務局)

そのように取り扱わせていただく。次回の委員会は3月を予定しており、委員長、副委員長と相談のうえ決まり次第ご案内させていただくので、よろしくをお願いします。

(副委員長)

それではこれで本日の委員会を終了する。

(閉会)